

報告第8号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成20年5月27日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成20年5月7日	635,250円		平成20年3月15日午後2時30分及び午後3時頃、 XXXXXXXXXX 中学校校庭で同校野球部の活動中に、打球が高さ約10メートルの防球ネットを越え、同校と幅6メートルの区道を挟んで隣接する相手方の家屋に当たり、外壁及び屋根を損傷させた。
平成20年5月7日	63,525円		平成20年3月26日午前9時30分頃、 XXXXXXXXXX 小学校校庭で学校行事として野球をしていたところ、打球が高さ約7メートルの防球ネットを越え、同校に隣接する相手方の家屋に当たり、雨樋を損傷させた。